

<監査報告書様式例>（全組合共通）

※平成19年4月1日前に終了する事業年度及び業務監査権限に関する経過措置の終了前に終了する事業年度に関する監事の権限は会計に関する監査に限定されていることから、事業報告書の監査に関する箇所は適用されない。

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照会及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とすべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

3 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 組 合
監事〇〇〇〇

（作成上の留意事項）

- (1) 監査権限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書及び理事会議事録等に関する記載（下線部分）を削除し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する（監事に業務監査権限を与える組合の経過措置期間中を含む）。
「なお、当組合の監事は、定款第〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- (2) 「2 監査結果の意見」については、(1)～(3)のほか、①剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は②理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する（監査権限定組合は①のみ）。
- (3) 「3 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。
- (4) 監事の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。
- (5) 署名又は記名押印は、監事全員とする。
- (6) 前文の「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分は、協業組合の場合は「中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」とそれぞれ書き換える。